



はは歯クラブだより



NO. 28

こんにちは！  医療法人
ゆきなり小児・矯正歯科 です。

“甘い”という味覚は人間にとて最も好ましい味覚であるため、子どもの頃から嗜好性のつきやすいものです。子どもに与えるものに頭を悩ませている方も多いのではないでしょうか？

そこで今回は「歯に関する食品表示」についてお話しします。

● 【特定保健用食品】

「体脂肪がつきにくい」「お腹の調子を整える」「虫歯の原因になりにくい」など、特定の保健の用途の表示を厚生労働大臣が許可した食品のマークです。歯に関しては、むし歯予防を目的として代用糖（口の中の細菌がむし歯を作るもととなるキシリトールなどの糖のこと）を使っているものです。



● 【歯に信頼マーク】

任意団体の日本トゥースフレンドリー協会が認可している食品です。歯が溶ける事を脱灰といいますが、脱灰し始める数値が他の食品より安全なものについています。10ヶ国に協会が設立されており、各国共通のマーク。



● 【ノンシュガー、シュガーレス、無糖、糖類ゼロ】

食品 100g (飲料は 100ml) 当たり、糖類含量 0.5%未満のもの。上記以外の「低」や「ひかえめ」などと表示のものは、糖類含量 5%以下のもの。

むし歯は砂糖を頻繁に摂ることでできます。
これらのものをうまく利用することも予防のひとつです。

<日本小児歯科学会認定歯科衛生士 大久保>
詳しくは、ホームページをご覧下さい。「ゆきなり」で検索すると簡単です。
今までの「はは歯クラブだより」をホームページに掲載しています。